

会津若松市観光関連施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱

(令和7年6月17日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、若松城天守閣、会津若松市麟閣、会津若松市営駐車場及び会津若松市御薬園（以下「観光関連施設」という。）を管理する指定管理者候補者を選定するため、会津若松市観光関連施設指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、観光関連施設の指定管理者候補者の選定に関し市長に意見を述べるほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指定管理者候補者の審査基準に関すること。
- (2) 指定管理者候補者の応募要項に関すること。
- (3) 申請者より提出された事業計画書等の審査に関すること。
- (4) 審査結果及び審査経過の市長への報告に関すること。
- (5) その他指定管理者候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、外部から出席を依頼する委員5人及び観光商工部職員並びに教育委員会職員各1名をもって構成する。

2 外部から出席を依頼する委員は、観光関連事業の振興、市民サービスの向上又は観光関連施設の管理運営に関し知識経験を有する有識者のうちから出席を依頼する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指定する委員が職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、市長が出席を依頼し、委員長が座長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し知識又は経験のある者その他関係人の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(審査及び選定方法)

第7条 委員会は、観光関連施設の設置目的及び次に掲げる基準を踏まえ、審査項目、配点等を規定した審査基準を定めるものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 施設の適切な維持管理を図ができるものであること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮できるものであり、市民サービスの向上を図ができるものであること。
- (4) 管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 安定した管理に必要な人的及び物的能力を有していること又は確保する見込みがあること。
- (6) その他施設の設置の目的を達成するために市長が定める事項

- 2 委員会は、申請団体によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリングを行ったうえで、前項の審査基準により各委員がそれぞれ採点方式による評価を行うものとする。
- 3 委員会は、過半数の委員において前項の採点の合計が最も高い申請団体を指定管理者候補者として選定する。ただし、これに該当する申請団体がない場合は、各委員による前項の採点の合計が最も高い申請団体を指定管理者候補者として選定する。
- 4 委員会は、前項の規定により指定管理者候補者を選定したときは、その結果を市長に報告するものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、委員会は、審査項目ごとの各委員の採点の合計が審査項目ごとの配点の100分の60に満たない場合その他申請団体が指定管理者候補者に適当でないと認めるときは、その理由を付して市長に報告するものとする。

(委員の責務)

第8条 委員は、公平、公正に審査及び評価を行わなければならない。

2 委員は、自己又は自己の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の従事している団体又は利害関係にある団体が審査の対象となる事案については、その審査に参加することができない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

ただし、委員会又は会津若松市が公表した情報については、この限りでない。

(審査結果等の公表)

第9条 委員会における審査の経過及び結果は、委員会による報告を受けて市長が指定管理者候補者を決定した後、公表する。ただし、公にすることにより、申請者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある事項については、この限りでない。

- 2 委員会は、審査過程に係る公正性、透明性を確保するため、委員会の議事要録を整備するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、観光商工部観光課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
(失効)
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。